

平塚市就労準備支援事業業務委託の質問及び回答

番号	質問内容	市回答
1	実施要領13-(5)-ウのプレゼンテーションの参加者について、常勤の就労準備支援担当者は必ず参加しなければならない等、出席者の制限はありますか。	プレゼンテーション出席者に制限や指定はありません。
2	実施要領13-(5)-エが指す範囲について確認させてください。プロジェクター等を利用して映すことができる画像は、企画提案書本文や企画提出書に掲載された画像のみでしょうか。それとも、企画提案書に記載した文章に関連するものであれば、企画提案書に掲載されていないグラフや写真であっても使用することができるのでしょうか。	プロジェクター等を利用して映すことができる画像は、企画提案書に記載された内容の範囲内であれば、グラフや写真等を使用することが可能です。
3	実施要領5-(10)について、法人格を有しない共同体を構成する場合は、プロポーザル提案書とともに構成員間における協定書等を提出する必要がありますか。	共同体を構成する場合、共同体の構成員間における協定書等は、参加手続きの提出書類として必要になります。8月17日（月）17時までに提出ください。
4	重層的支援体制整備事業・参加支援事業への協力について、平塚市が現在抱えている課題や連携のイメージがあればご教示願います。	本市では、包括的な支援体制づくりに向けて、令和8年度から重層的支援体制整備事業・参加支援事業を開始し、ひきこもりや社会的孤立など必要な支援が届いていない方に向けて、ニーズに応じた社会参加の場の提供や社会資源の把握、創出などを進めています。各分野の専門性に留まるだけでなく、広く連携や横断的な繋がりを強化することが課題であり、資源の共有や一体的な支援の実施など、より効果的な支援につながる取組みを推進していきます。民間事業者としての視点から、包括的な支援体制づくりにつながる新たな取組み等の独自提案を検討ください。
5	ひきこもり支援事業とは、平塚市重層的支援体制整備事業実施計画Ⅱ-3の展開イメージ図において、これまで支援がゆき届かなかった方々にも（引きこもり・孤立等の「狭間支援」）目を向けることを目指されることが記されていますが、重層的支援体制整備事業の中での支援事業でしょうか、または新たな新規事業でしょうか。またこれにつきましても、平塚市が現在抱えている課題や連携のイメージがあればご教示願います。	「ひきこもり支援事業」は、年齢や属性等において各分野が実施している支援の総称であり、重層的支援体制整備事業の支援事業や新規事業ではありません。本市の課題や連携のイメージについては上記4のとおりです。